

「B P J 認定 B P 2 ファシリテーター」資格認定規定

日本 B P プログラムセンター（略称：B P J）

第 1 条 本センターが認定する「B P J 認定 B P 2 ファシリテーター」の資格認定は、本規定に基づいて行う

第 2 条 資格審査は、実際に実施した B P 2 プログラムのセッション記録および事務局提出書類（「実施報告書（様式 2）」、「プログラム記録（様式 3）」、「アンケート入力表」）に基づき、B P J 認定 B P 2 ファシリテーターとして必要な基礎的知識、技能等について審査する

第 3 条 資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。

1. N P O 法人こころの子育てインターねっと関西（略称：K K I）が実施する B P 2 ファシリテーター養成講座を修了した者
2. 資格認定のために、以下に示す「認定のための B P 2 プログラム実施規定」どおりに B P 2 プログラムを実施した者

認定のための B P 2 プログラム実施規定

- ① B P 2 プログラムの枠組み（以下に記載）が守られていること
 - ・参加者は、第 2 子以上の 2 ～ 5 か月の赤ちゃんと母親がともにプログラムに参加していること
 - ・参加者数は、親子 6 組以上、20 組以下であること
 - ・原則として同じ曜日、同じ時間帯に、毎週 1 回連続 5 回実施すること
 - ・1 回の時間は、2 時間（前半 100 分は構造化されたプログラム、後半 20 分は参加者同士の交流・質問時間）
 - ・ファシリテーターの人数が適切であること。すなわち、参加者が親子 11 組以上の場合は 2 名、6 ～ 10 組の場合は 1 名（ただし、この場合はアシスタント 1 名をつけること）
- ② セッション記録を毎回担当サポーターに送り、サポーターの助言を必ず受けながら実施すること
- ③ 決められたセッション計画どおりに B P 2 プログラムを実施し、不必要なアレンジをしないこと

第 4 条 資格認定を申請できるファシリテーターの人数は以下のとおりである

1. 11 組以上の参加人数で実施する場合、認定対象となるファシリテーター数は 2 名である。参加人数が 1 回でも親子 10 組以上を満たしていない場合には、再度認定のための B P 2 プログラムを実施する必要がある。
2. 10 組以下の参加人数で実施する場合、認定対象になるファシリテーター 1 名が 5

回とも進行すること。また、参加人数が5回とも親子5組以上である必要がある。
参加人数が1回でも親子5組以上を満たしていない場合には、認定のためのBP
2プログラムを再度実施する必要がある。

3. 上記1および2に該当しない場合については、細則で定める

第5条 資格認定を申請しようとする者は、BP2プログラム実施後1年以内に、所定の申請書、事務局提出書類（プログラム実施報告書、プログラム記録、参加者のアンケート集計結果）、5回分のセッション記録、および審査料を添えて、BPJ資格認定審査会宛に申請すること

第6条 資格認定の審査は原則として偶数月とし、前奇数月の15日までに申請されたものにつき、翌偶数月15日までに審査する

第7条 資格審査は書類審査、サポーターへのヒアリングにより行う。なお、研修会等への参加回数は、認定審査の際の参考資料とする

第8条 資格審査料および資格登録料は別途定める

第9条 認定を受けた者は、BPJの認定BP2ファシリテーター名簿に登録される。登録された者に認定証を交付する。認定証の有効期限は3年とし、別に定める「BP2ファシリテーター資格更新制度に関する規定」に記載された手続きを経て更新することができる

第10条 以下のいずれかに該当するものは資格を喪失するものとする

- ① 死亡した者
- ② 資格更新時期を過ぎても更新しない者
- ③ BP2プログラムを許可なく、改変して実施している者
- ④ 規定された事務局提出書類を提出せずに、BPプログラムを実施している者
- ⑤ その他、BP2ファシリテーターとしての資質を著しく欠くことが判明した者や、BP2プログラムの名誉を著しく損なう行為をした者

付則1. 本規定は、2025年4月1日より実施する。

2. 本規定の改廃は、日本BPプログラムセンター運営委員会でこれを定める。

3. 資格審査料は10,000円(消費税込み)、初回の資格登録料は無料とする
なお、2025年度より、資格審査料は10,000円+消費税とする

以上